へき地・季節保育所の通年化後の保育料案

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料案	現行の2号認定子どもの保育料（参考）	階層別人数
階層区分	定義		へき地・季節保育所の通年化後の保育料	保育短時間認定子ども	H28の認可保育所等の保育料による実績
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等支援法による被支援世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0	1.70%
B	A階層を除き，当該年度分の市町村民税が非課税の世帯		1,200	1,800	15.50%
C1	A階層及びB階層を除き，当該年度分の市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	4,300	6,500	16.10%
C2		48,600円以上 53,000円未満	6,200	9,300	2.20%
C3		53,000円以上 69,000円未満	8,500	12,800	10.50%
C4		69,000円以上 87,000円未満	11,100	16,700	9.80%
C5		87,000円以上 105,000円未満	14,100	21,200	8.30%
C6		105,000円以上 123,000円未満	18,000	27,000	6.30%
C7		123,000円以上 140,000円未満	20,100	30,200	6.30%
C8		140,000円以上 163,000円未満	22,200	33,400	6.70%
C9		163,000円以上 193,500円未満	24,400	36,700	5.90%
C10		193,500円以上 254,000円未満	25,200	37,800	6.50%
C11		254,000円以上 360,000円未満	25,900	38,900	3.10%
C12		360,000円以上 415,000円未満	26,700	40,100	0.10%
C13		415,000円以上	27,600	41,400	0.90%